

○ 土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2309 号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第 1～第 3 （略）</p> <p>第 4 実施要件</p> <p>1・2 （略）</p> <p><u>3 要綱第 5 の 2 の（1）の「農村振興局長が別に定める場合」とは、実施主体が市町村、土地改良区又は土地改良区連合であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する突発事故被害を対象とする場合とする。</u></p> <p><u>（1）かんがい期に発生する等農業生産への影響が大きいもの</u></p> <p><u>（2）施設周辺に主要道路や鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が大きいもの</u></p> <p><u>（3）地域の経済活動や生活機能への影響が大きいもの</u></p> <p>4・5 （略）</p> <p>第 5～第 7 （略）</p> <p>第 8 その他</p> <p>1 （略）</p> <p><u>2 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。</u></p>	<p>第 1～第 3 （略）</p> <p>第 4 実施要件</p> <p>1・2 （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>3・4</u> （略）</p> <p>第 5～第 7 （略）</p> <p>第 8 その他</p> <p>1 （略）</p> <p>（新設）</p>

改 正 後	現 行
<p><u>この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土規制法の手続に従うものとする。</u></p> <p><u>3</u> 次に掲げる機能保全計画、施設の長寿命化に関する計画及び長寿命化計画に関する計画は、<u>第4の4の(2)</u>の機能保全計画等とみなすものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>4</u> <u>第4の4の(2)</u>において「別記様式第1号により作成するもの」を機能保全計画等として認める期間は、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上の基幹的農業水利施設については、平成31年度までの2年間とする。</p> <p><u>5</u> 平成30年5月末日までに発生した突発事故で、本事業を実施する場合に別記様式第1号を用いるときは、<u>第4の4の(2)</u>の規定にかかわらず、第7の2の規定により提出する事業計画書等に添付するものとする。</p> <p><u>6</u> 平成30年12月末日までに発生した突発事故で、本事業を実施する場合に別記様式第1号を用いる場合において、<u>第4の4の(2)</u>中「事故発生の前年12月末日」とあるのは「平成30年5月末日」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>2</u> 次に掲げる機能保全計画、施設の長寿命化に関する計画及び長寿命化計画に関する計画は、<u>第4の3の(2)</u>の機能保全計画等とみなすものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>3</u> <u>第4の3の(2)</u>において「別記様式第1号により作成するもの」を機能保全計画等として認める期間は、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上の基幹的農業水利施設については、平成31年度までの2年間とする。</p> <p><u>4</u> 平成30年5月末日までに発生した突発事故で、本事業を実施する場合に別記様式第1号を用いるときは、<u>第4の3の(2)</u>の規定にかかわらず、第7の2の規定により提出する事業計画書等に添付するものとする。</p> <p><u>5</u> 平成30年12月末日までに発生した突発事故で、本事業を実施する場合に別記様式第1号を用いる場合において、<u>第4の3の(2)</u>中「事故発生の前年12月末日」とあるのは「平成30年5月末日」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8の改正規定（「第4の3の(2)」を「第4の4の(2)」に改める部分を除く。）については、令和5年5月26日から施行する。

改正後

現行

別記様式第1号・別記様式第2号 (略)

別記様式第1号・別記様式第2号 (略)

別記様式第3号

別記様式第3号

年 月 日 発生  
(施設名)

事業種別

地区

突発事故復旧事業計画書

都道府県名

市町村名

土地改良区(連合)名

年 月 日 発生  
(施設名)

事業種別

地区

突発事故復旧事業計画書

都道府県名

市町村名

土地改良区(連合)名

第1表 計画概要 (略)

第1表 計画概要 (略)

注 1～7 (略)

注 1～7 (略)

8. 第4の3の場合にあっては、被害状況の欄に(1)から(3)までの  
うちいずれか該当する被害を記載すること。

(新設)

第2表～第6表 (略)

第2表～第6表 (略)

別記様式第4号～別記様式第7号 (略)

別記様式第4号～別記様式第7号 (略)